令和８年度 荒川区ひとり親家庭及び生活保護法による被保護世帯の子のための進学支援補助金　Ｑ＆Ａ

目次

補助金の概要について 2
対象者について 4
申請方法について 6
他の給付・貸付との併用について 6
申請書類について 7
その他 8

補助金の概要について

Q１．事業の概要について教えてください。

この補助金は、令和８年度から始まる荒川区独自の事業です。

ひとり親家庭及び生活保護世帯から大学等に進学する方に対し、学費等の経済的負担を軽減することにより、進学や大学等での勉学をすることを目的とした補助金です。

主な要件は次のとおりです（その他の要件は、ホームページをご確認ください。）。

・高校卒業年度の３月 31 日（基準日）において、児童扶養手当又は生活保護を受給した世帯の子であること。
・荒川区内に、基準日から遡り３年以上居住していること。
・独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）の給付奨学金又は貸与奨学金の採用者であること。
・申請日において、申請者又はその親等のうち少なくとも 1 人が荒川区内に居住していること。
・申請日において、大学等に在籍していること。

荒川区が定める対象経費のうち、申請する年度に実際に支払った経費を対象に、最大 50 万円を支給します。

補助金は事後払いとなります。

Q２．要件に当てはまっていれば誰でも補助金をもらえるのですか。

要件の該当有無を審査し、基準を満たした方に補助金を交付します。予算の範囲内で交付しますが、支給人数の上限は設けておりません。

Q３．補助金はいくらもらえますか。

実際に支払った経費（補助対象経費に該当するもの、詳細はQ．６をご参照ください。）のうち、領収書などで支払い内容の証明ができる金額を対象に、最大 50 万円を支給します。補助対象経費の合計が 50 万円未満の場合は、その合計額が支給額となります。補助対象経費の合計が 50 万円以上の場合は、50 万円の支給となります。

Q４．いつから申請できますか。申請したら、いつ頃補助金をもらえますか。

申請する
学生本人が申請

▶

区の審査
申請期間終了後
１か月半程度

▶

結果通知が届く
学生の住所へ
結果通知が送付されます

▶

振り込まれる
結果通知後、約３週間後に振込みを予定

申請期間は下記のとおりです。第１回、第２回とも、対象者や補助内容は同じです。
申請はお一人につき年度内１回のみです。

	申請受付期間
１回目	令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月１８日（金）
２回目	決まり次第ホームページ等でお知らせいたします。

Q５．昨年度（令和７年度）にかかった費用についても申請できますか。

できません。本補助金の対象は、今年度（令和８年度）の修学にかかった費用に限ります（令和８年度分の費用であれば、支払日は令和７年度中の日付でも可）。

Q６．補助の対象となる経費は何ですか？

補助対象経費は下記のとおりです。いずれも、大学等が、学科（学部）ごとに定め公表・通知している経費のうち、学業にかかる項目で、所属する学科（学部）の学生全員が等しく支払う費用に限ります（大学から送付される学費の納付案内に同封される内訳書類（※下記例参考）に記載されているもの）。

・入学金（今年度（令和８年度）に大学等に入学した場合に限る。）
・授業料
・施設整備費（名称の例「教育充実費」「教育環境充実費」など）
・実習費（名称の例「実験実習費」「教育活動費」など）

【参考：内訳書類の例】

○○　様

学生納付金振込依頼書

～～～～～～～～～～
～～～～～～～～～～

内訳		金額（円）
△△年度春学期	入学金	***,***
	授業料	***,***
	教育充実費	***,***
	実験実習費	**,***
	校友会費	**,***
	学生傷害保険料	**,***
合計		***,***

対象経費
対象外

Q７．補助の対象外となる経費はどのようなものですか？

・諸会費（主に課外活動や学校行事等に充てられる費用）
　名称の例：「校友会費」、「後援会費」、「父母会費」、その他「○○会費」など）
・福利厚生に関する費用（主に学生の健康管理や福利厚生等に充てられる費用）
　名称の例：「厚生文化費」、「健康保険互助組合費」、「健康増進互助会費」「学生傷害保険料」など）
・交通費、定期代
・授業や研究室（ゼミ）において購入を求められた教科書代等の教材費や、請求された費用

Q８．「高等教育の修学支援新制度」による授業料の減免を受けています（支援機構の給付奨学金採用者）。併用できますか。

　併用できます。ただし、当該制度による減免額を差し引いて補助金額を計算します。申請フォームの該当欄に修学支援新制度による減免額を入力ください（併せて減免通知を添付してください）。

　【具体例】
　　・年間の授業料　　：１００万円
　　・修学支援新制度の減免：　７０万円（全額の場合）
　　・施設維持費　　：　１０万円
　　・実習費　　：　　５万円
　　補助対象経費＝（１００万円 － ７０万円）＋ １０万円 ＋ ５万円 ＝ ４５万円
　　この場合の補助額は４５万円となります。

対象者について

Q９．ひとり親ではないのですが、児童扶養手当の要件に該当し（父母に代わる養育者や、父又は母が重度の障害の場合）、高校卒業年度の３月３１日（基準日）に児童扶養手当を受給していた家庭でした。申請できますか？

　個別にご相談に応じられる場合がございます。詳細は、子育て支援課の担当までご相談ください。

Q１０．「荒川区内に引き続き３年以上居住」というのはどのような状態ですか。

　高校卒業年度の３月３１日（基準日）に荒川区民であり、その時点で３年以上荒川区に住民登録があることをいいます。

Q１１. 高校卒業までは荒川区に住んでいましたが、大学進学に伴い転居し、現在は荒川区民ではありません。申請できますか。

申請日時点で申請者本人が荒川区に住民登録がなくても、親等が荒川区に住民登録があれば申請できます。

Q１２. 大学の夜間部、通信制大学又は専門学校に通っていますが申請できますか。

「大学等に在籍していること」の要件に該当します。その他、本補助金の要件を満たしていればご申請いただけます。

Q１３. 高等専門学校（高専）に通っていますが申請できますか。

高専については、第４学年以上が対象です。その他、本補助金の要件を満たしていればご申請いただけます。

Q１４. 大学院又は海外の大学に通っていますが申請できますか。

申請できません。対象となるのは、日本国内の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校です。

Q１５. 高校は卒業せず、高等学校卒業程度認定試験を受けて大学へ進学した場合でも申請できますか。

本補助金の要件に該当していれば、申請できます。

Q１６. 外国籍ですが、申請できますか。

本補助金の要件に該当していれば、申請できます。

Q１７. 留年（又は休学）中ですが、申請できますか。

【留年した場合】

申請できません（一度留年した場合は再申請出来ません。就職留年等も含みます。）。

【休学した場合】

多くの場合、休学すると在籍料等一部を除く学費が免除となります。この補助金は、対象経費の学費が実際に支払われたことを確認して支給しますので、負担する学費が無い場合は申請できません。

但し、年度途中で休学した場合、休学期間以外に対してかかった学費（対象経費）については申請可能です。※在籍料（休学料）は補助対象外です。

Q１８. 支援機構の奨学金は利用していませんが、在籍校の奨学金（又は財団・企業等の奨学金）を利用して大学等に通っています。又は奨学金等の制度を利用せずに大学等に通っています。対象になりますか？

原則として支援機構の奨学金採用者を対象としておりますが、学業成績や家計の状況等によっては、個別に相談に応じられる場合がございます。詳細は、子育て支援課の担当までお問い合わせください。

申請方法について

Q１９. 申請方法について教えてください。

・電子申請サービスを使ってご申請頂けます。電子申請では、マイナンバーカードを使用した本人確認を行います。荒川区のホームページから、電子申請のページにアクセスできます。
・マイナンバーカードをお持ちでない場合等、電子申請が難しい場合は、申請書類を郵送又は持参してください。郵送又は持参での申請をご希望の方は、子育て支援課の担当までご連絡ください。
・申請にかかる費用（証明書類の発行手数料、郵送料等）は申請者の負担となります。
・郵送提出の場合はレターパックや簡易書留等、追跡可能な方法で送付してください。

Q２０. 親等が代理で申請できますか。

代理で申請はできません。学生本人に支給するものなので、必ず本人が申請してください。

他の給付・貸付との併用について

Q２１. 東京都母子及び父子福祉資金の借り入れをしています。併用できますか。

併用できます。詳細は、子育て支援課の貸付担当へお問い合わせください。

Q２２. Q8「高等教育の修学支援新制度（支援機構の給付奨学金採用者）」とは別の減免・給付制度（奨学金等）を利用しています。併用できますか。また、減免・給付分は補助対象経費から差し引かれますか。

・本補助金は、他の制度との併用を禁止しておりませんが、他の制度が併用を認めているかご自身でご確認ください。
・本補助金では、「学費のため」として減免・給付される金額のみ、補助対象経費から差し引きます。「生活費の支援」として給付される奨学金は差し引きません。また、貸付型の奨学金も差し引きません。

・申請フォームの『「高等教育の修学支援新制度」以外の授業料減免・学費のための給付金制度の利用状況』欄には、「学費のため」として減免・給付される額のみを入力してください。

Q２３．Q２２に関して、自分が利用している制度が「学費のため」の制度であるかどうか、どうしたら分かりますか？

・学費そのものが免除・減額される制度は、「学費のため」と判断します。
・給付型の奨学金を受けている場合、応募時の募集要項や、採用決定の通知に、対象経費や使途として、“授業料等の学費に限る”旨の記載があるかご確認ください。
・用途が明確に指定されていないもの（「修学に必要な費用」や「生活費・学費として」等、範囲が広い場合も含みます。）については、「学費のため」のものとして記載頂く必要はありません。

申請書類について

Q２４．「高等教育の修学支援新制度（支援機構の給付奨学金採用者）」を利用していることが分かる書類とはどんなものですか。

在籍する大学等から届く、実際の減免額が記載された書類を添付してください。
（名称の例：「授業料等減免の認定通知書」、「授業料等減免認定結果通知書」等）

Q２５．「授業料減免制度や返す必要のない学費のための給付型奨学金を利用していることが分かる書類」とはどんなものですか。

奨学金を運営する団体や学校等が発行する、支給（減免）対象者名、支給額（減免額）及び支給（減免）対象期間が記載されている書類を添付してください。
（名称の例：「採用通知書」、「奨学生決定通知書」、「給付額確定通知書」等）

Q２６．「対象経費の内訳が分かる書類」とはどんなものですか。

大学等から授業料の納付案内や振込用紙と一緒に送られる、学科ごとに入学金（初年度の場合）、授業料、施設整備費、実習費、諸会費などの項目別金額が一覧で掲載されている書類です。振込用紙と一体型になっている場合や、学内のポータルサイトで内訳を確認できる場合もあります。

新入生は、入学手続時や 4～8 月頃、在学生は前期・後期それぞれの納付月に合わせて、登録されている「保証人（保護者等）」の住所に送られることが多いです。

前期分・後期分が別の書類の場合は、それぞれ添付してください。

Q２７. 費用の内訳が分かる書類と領収書、どちらか一方でもよいですか。

対象経費の確認と、それを実際に支払ったことの確認をしますので、両方必要です。

Q２８. 学費の領収書に代わる書類はどんなものですか？

次のとおりです。学費の納付方法ごとに、該当の証明書類を添付してください。

・銀行窓口での振込み　　・・・振込依頼書の控え（「振込受付書」など）
・ＡＴＭ振込み　　・・・ＡＴＭから発行される「明細票」（「ご利用明細」など）
・ネットバンキング振込み　・・・ネットバンキングの利用明細画面
・口座振替（引落とし）　　・・・通帳の記帳内容（口座名義が分かるページも併せて）

※ いずれの場合も、納付日・納付先（大学等の名前）・納付金額・振込依頼人名がわかるものである必要があります。

Q２９. 学費を支払った際の振込受付書や ATM の明細票を紛失してしまいました。

通帳に、納付日・納付先（大学等の名前）・納付金額が印字されていれば、それでも可能です。口座名義が分かるページも併せて添付してください。

難しい場合は、お手数ですが、大学等に学費の受領証明書を発行してもらってください。

Q３０. 学費支払時の明細書の振込依頼人名や、領収書の宛名が、申請者ではなく親等ですが大丈夫ですか。

申請者の名義ではなく、申請書に記載いただいた親等と同じ方でも構いません。

Q３１. 振込先は親等の口座でもよいですか。

申請者本人（学生本人）名義の口座以外には振込みできません。

その他

Q３２. 申請後に授業料の改訂がありました。差額は申請できますか？

申請手続きは当該年度において、一人につき１回とさせて頂いております。大変申し訳ありませんが、追加で申請することはできません。

Q３３. もっと早い時期に補助金を受け取りたいです。

この補助金は「進学支援」を目的としているため、申請者が前期の履修を終え、次年度に進級（または卒業）できる見込みが立った時期に支給することとしております。そのため、後期の学費を納付した時期を目安として申請期間を設定しています。

Ｑ３４．この補助金は大学等を卒業するまで毎年もらえるのですか。

この補助金は、寄付金を活用した事業のため、今年度限りで終了する場合がございます。あらかじめご了承ください。

〔担当・お問い合わせ先〕
荒川区　子ども家庭部　子育て支援課　ひとり親・女性福祉係
ひとり親家庭等の子の進学支援担当
☎　03-3802-4983